

一般社団法人日本モルック協会
理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本法人」という。）の定款第5章第34条の定めに基づき、理事会に関する事項を定め、もって理事会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、理事全員を持って構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の開催)

第4条 定時理事会は、毎事業年度2回以上とし、原則として7月及び11月に開催する。

2 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面を持って、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対し発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書

面で行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時とき、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は理事として表決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることにはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

(電話及びテレビ会議などの電磁的方法による決議)

第10条 理事及び監事の一部並びに全員が、電話会議及びテレビ会議などの電磁的方法により理事会を開催し、決議を行うことができる。

- 2 前項の電話会議及びテレビ会議などの電磁的方法により理事会を開催する場合には、各理事及び監事の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

(決議事項)

第11条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会に関する事項
 - (2) 理事に関する事項
 - (3) 組織及び人事に関する事項
 - (4) 財産及び財務に関する事項
 - (5) 重要な業務執行に関する事項
 - (6) 諸規程の策定、並びにその改廃に係る事項
 - (7) その他理事会の議案にふさわしい事項
- 2 代表理事は、前項の決議事項（法定事項は除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の議決を経ないで、業務

を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第12条 代表理事及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 本法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、一般法人法第91条第2項に掲げる事項を除き、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び電話会議及びテレビ会議などの電磁的方法により出席した理事名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議長及びその会議に出席した監事の記名押印

2 前項の議事録は、10年間本法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 代表理事は、理事会の議事の経過の概要及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

(附則)

1 この規定は、本協会の設立の日から施行する。